平成２８年（フ）第２５８号
金沢市泉野出町１丁目17番35号　アジュール泉野出町302号、従前の住所石川県野々市市粟田６丁目358番地
債務者　本多　静香
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９８号
金沢市八田町西１番地　Ａ―14―２、従前の住所富山県魚津市川縁796番地
債務者　大川　玉子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８５号
長野県上田市大屋615番地６
債務者　湯本　康子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第５８６号
静岡市葵区松富４丁目１番72号　陽だまりの家、旧住所静岡市葵区材木町10番地の１　カトレアマンション401号
債務者　熊谷　勝郎
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０７号
静岡県富士市元町10―１　鈴木アパート102号
債務者　市山　勝喜
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３６号
静岡県賀茂郡南伊豆町青市1082番地の１　エスパーダ青市206
債務者　正木　元
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第２０４号
三重県松阪市甚目町18番地３、住民票上の住所三重県津市香良洲町1739番地
債務者　奥田　正美
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０５号
三重県津市雲出伊倉津町168番地１　パストラル203
債務者　楠崎　真
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２３９号
滋賀県高島市安曇川町上小川121番地１　ハイツ小川203号
債務者　北川　翔
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４１号
滋賀県草津市上笠４丁目９番13号
債務者　藤丸梨沙こと　朴　梨沙
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４２号
滋賀県蒲生郡日野町松尾５―28―１、住民票上の住所岐阜県下呂市門和佐2861番地２
債務者　小林　拓郎
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第９３１号
京都市下京区西新屋敷中之町111番地　ヤサカ自動車単身者社宅　102
債務者　堤　武志
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９９５号
京都市伏見区久我東町201番地１　市営団地４棟306号室、前住所京都市伏見区久我森の宮町15番地16　サーブラ・ＫＯＧＡⅡ101号
債務者　松本　真衣（旧姓大前）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
鳥取県境港市誠道町217番地　市営夕顔団地４Ｂ棟26号
債務者　西村　一城
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第６５０号
広島市中区竹屋町８番21―101号
債務者　松岡　愛弓
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７１２号
広島市佐伯区石内北１丁目20番９号
債務者　立志　愛子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
広島地方裁判所民事第４部